

市の花「ひまわり」を咲かせましょう

6月1日(月)からひまわりの種を無料で配布します。
真夏の空に向かって力強く伸びるひまわりを咲かせ、まちを明るく彩りましょう。

配布数に限りがありますので、なくなり次第配布終了となります。

配付場所 市役所1階案内
各支所、住民センター、公民館



問い合わせ 企画政策課 ☎22-3429

おくりもの

阿南市へ

●金11,111円

上原敏裕様から
保育所等の備品補修に係る
寄附金として

ご寄贈いただき
ありがとうございました。

ささゆり通信第110号

6月23日から29日までの1週間は「男女共同参画週間」です

男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画基本法の目的および基本理念に関する国民の理解を深めるため設けられたものです。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、国や地方公共団体だけでなく、市民の皆さん一人ひとりの取り組みが必要です。私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか。

令和8年度内閣府男女共同参画週間のキャッチフレーズ

「あなたらしさが、社会のチカラ」

男女共同参画に関するパネル展示

男女共同参画に関する展示を行います。
ぜひご覧ください。

期間 6月1日(月)～30日(火)

場所 市役所1階 高層部エレベーター前

問い合わせ 人権・男女共同参画課 ☎22-3094

人権教育・啓発

6月1日は「人権擁護委員の日」

人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員が住民の皆さんの相談に応じる存在として各市町村に配置されていることを周知するとともに、人権尊重の大切さを呼びかける日としています。

地域住民の身近な相談相手として、人権擁護委員が委嘱され、本市では現在16人が活動しています。秘密は固く守られますので、ご相談ください。

◆特設人権相談所

日時 6月1日(月) 10:00～12:00

場所 富岡公民館

第2回阿南市人権教育・啓発市民講座

日時 6月23日(火) 14:00～15:30

場所 文化会館2階 研修室

演題 「防災から考える人権について
～要配慮者視点での避難所運営～」

講師 阿南市人権教育・啓発講師団講師
阿南市防災減災・危機管理アドバイザー
青木正繁さん

※入場無料。申込不要。

※手話通訳あり。講演前10分程度手話講座を行います。

※天候などにより中止となる場合は市ホームページでお知らせします。

問い合わせ 人権・男女共同参画課 ☎22-3094

6月1日から7日は「水道週間」です!



今年の水道週間のスローガン 「たいせつな 水道守ろう 未来へと」



水は、私たち人間はもちろん、あらゆる生き物にとって生きるために欠かすことができません。水は、限りある貴重な資源です。水についての理解を深め、暮らしに有効に役立てるとともに、水を大切にしましょう。

水道の届出とご相談について次のような場合には、すぐに届け出てください。

- ▶新しく水道を使用するとき
- ▶引っ越しをするとき
- ▶長い間、水道を使用しないとき
- ▶その他、変更があるとき



届出はお早めに

水道課からのお願い

家の新築などによる給水管の新設、建て替えや取り壊し工事などでメーターや給水管を移設または撤去する場合は、阿南市指定給水装置工事事業者を通じて申請が必要です。申請をせずに工事を施工すると、無届工事となり給水停止などの対象となりますので注意してください。

給水管と井戸水などの管の接続(クロスコネクション)は、水道水の安全性確保などの観点から、法律で固く禁止されています。クロスコネクションになっている場合、給水管と水道以外の管の切り離し工事は、阿南市指定給水装置工事事業者に依頼してください。なお、メーターや給水管の移設、撤去、切り離しなどに要する費用は自己負担となります。

水道料金の納付は口座振替が便利です。手続きは、市内の金融機関でお願いします。

問い合わせ 水道料金お客様センター(水道課内) ☎22-0587

年金相談 Q&A



Q 国民年金に若いときから加入して60歳になりますが、65歳前でも年金を受け取ることができますか。

A 国民年金の老齢基礎年金は原則として65歳から受け取ることができますが、本人が希望すれば60歳からでも受け取ることができます。この場合、受け取る年金額は、65歳から受け取り始める場合の年金額に比べ減額され、減額率は、 $0.4\% \times (\text{繰上げ請求月から65歳に達する日の前月までの月数})$ となります。ただし、昭和37年4月1日以前生まれの方の減額率は、1カ月あたり0.5%となります。なお、減額は一生続きますので注意が必要です。

問い合わせ 保険年金課 ☎22-1118

林野火災注意報・警報発令期間 終了のお知らせ

5月31日をもって、林野火災注意報・警報発令期間を終了しました。

発令期間は終了しましたが、火を取り扱うときは十分注意してください。

たき火などを行うときは、1年を通して「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生のおそれのある行為等の届出書」の提出が必要となります。令和9年1月1日から5月31日まで林野火災注意報・警報の発令期間となりますので、改めてお知らせします。

問い合わせ 消防本部 予防課 ☎22-3799